

令和7年度 第12回香取市農業委員会総会議事録

令和8年3月6日

3月6日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
- 日程第2 議案第2号 農地法第5条（知事）
- 日程第3 報告第1号 農地法第18条（通知）
- 日程第4 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
- 日程第5 報告第3号 農地法第4条制限除外
- 日程第6 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林	勇			
4番	相	馬	孝	臣	5番	高	橋	透		
6番	成	毛	和	弘	7番	芹	川	幹		
8番	栗	山	雅	幸	9番	山	田	宏	一	
10番	平	川	君	子	11番	高	松	多	可	史
12番	片	野	壽	夫	13番	飯	森	孝		
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老	澤	武	
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鶴	澤	幹	司	
18番	林	藤	江		19番	伊	藤	寛		

1. 欠席委員 1名

3番 鎌 形 力

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	嶋	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	副主幹	林	光	夫
主 査	菅	谷	和	美					

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は18名で、欠席委員は、3番 鎌形 力委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和7年度第12回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、4番 相馬孝臣委員、15番 海老澤武委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第6 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから9ページで、整理番号は1番から21番になります。

整理番号1番は、譲渡人である〇〇〇が〇〇〇〇〇〇のため、売買により所有権を移転するものになります。

整理番号2番は、譲渡人が相続により取得しましたが、遠方に居住しているため耕作できず、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号3番になります。譲受人の自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権の移転をするものです。

続きまして、2ページ、整理番号4番になります。譲渡人が相続により取得しましたが、耕作ができないことから、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号5番は、法人間において、〇〇〇の栽培施設を含めた当該地について、売買により所有権を移転するものです。

整理番号6番及び7番は、譲渡人、譲受人の耕作地を集約するため、交換により所有権を移転するものです。

続きまして、3ページになります。整理番号8番になります。譲渡人が農業経営を廃止するため、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号9番になります。譲受人の農業経営の規模を拡大するため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号10番です。譲受人の自宅に近く、農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、4ページ、整理番号11番になります。譲渡人が農業経営を廃止するため、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号12番及び5ページ、整理番号13番は、譲渡人が農業経営を廃止するため、贈与により所有権の移転をするものです。

整理番号14番になります。親子間で後継者の子へ、贈与により所有権を移転するものになります。

続きまして、6ページになります。整理番号15番は、譲渡人が遠方に居住しており耕作できないため、贈与により所有権を移転するものになります。

1 ページ飛びまして、8 ページになります。整理番号16番は、譲渡人が農業経営を廃止するため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、整理番号17番になります。譲渡人が高齢で耕作できなくなったため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号18番になります。相続人である譲渡人が〇〇の〇〇〇〇のため、所有権を移転するものになります。

続きまして、9 ページ、整理番号19番になります。譲受人の自宅に近く耕作利便のため、使用貸借権を設定するものです。

整理番号20番は、譲渡人が相続により取得しましたが、耕作ができないことから、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号21番は、譲渡人である祖父が高齢で耕作できなくなったため、孫へ贈与により所有権を移転するものです。

以上21件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、成毛和弘委員。

6番成毛委員 去る2月25日、午後3時30分より、市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催いたしました。提出された農地法第3条の案件は21件であります。案件については、書類及び航空写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番、2番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、今後の活用見込みがないと判断された〇〇〇が所有する当該農地について、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、このたび当該農地の財産処分をしたい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。なお、熱田推進委員には電話で連絡を取っております。

この申請は、譲受人が農業経営規模拡大のため、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが、遠方に居住しており耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番について、3番 鎌田 力委員ですが、欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局主査 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

なお、譲受人の住所地が〇〇〇であることについて、昨年に母親から〇〇〇〇〇地先の複数の農地を相続しており、現在は〇〇〇の自宅と〇〇〇〇〇地区の実家を往来しながら、兼業として農業経営をしております。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が当該農地の近隣地を耕作していることから、自宅から近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大と耕作の合理化を図りたい意向があり、相続して取得したが、耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり〇〇〇〇、〇〇〇〇を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号5番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号5番について、宮負推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が所有する農地について、このたび、〇〇〇栽培及び販売に係る経営移譲をするため、譲受人である農地所有適格法人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

なお、当該法人から提出された農業経営実施計画書によりますと、〇〇〇の栽培による5年後の作付面積は〇,〇〇〇平方メートルであり、生産量は〇万キロを目標としております。

については、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断され、〇〇〇の栽培及び販売に係る経営移譲であることから、所有権移転後も引き続き農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号6番、7番、8番について、6番 成毛和弘委員。

6番成毛委員 整理番号6番及び7番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、郡推進委員には電話にて連絡してあります。

なお、整理番号6番及び7番については、農地の交換により関連がありますので、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人と譲渡人の双方が、それぞれ耕作の利便性の向上により、農業経営の集約化及び合理化が図られることから、交換による所有権移転の協議が調ったものです。

交換する農地はいずれも作付良好な農地であり、農地の交換後も通年にわたり、それぞれ〇〇〇〇の栽培、主食用米を耕作することから、今後も良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査結果を報告します。

続きまして、整理番号8番について、現地調査を行った結果を説明いたします。なお、これも郡推進委員には電話で連絡してあります。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号9番、10番について、7番 芹川 幹委員。

7番芹川委員 整理番号9番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、○農家を経営している譲受人が、○の病気が発生した場合に備え、現在の○○と離れた場所でも○を作りたいと考え、農業経営規模拡大のため、耕作に利便な農地を取得したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

なお、当該譲受人からは、令和○年○月及び令和○年○月に、今回の申請地と同地区の農地において、今回とは別の所有者とそれぞれ売買による所有権移転の申請書が提出されており、農業委員会総会にて審議された結果、それぞれ売買による所有権移転の許可が決定されております。

このことから、今回の申請地においても、前回と同様に○○○の○○が目的であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

整理番号10番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営規模拡大のため、自宅近くの利便性のよい土地を売買にて譲り受けた意向があり、相続して取得したが耕作できないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり○○○○○の栽培及び育苗することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告です。

議 長 次に、整理番号11番から15番について、12番 片野壽夫委員。

12番片野委員 整理番号11番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、○○○○○○○○である譲受人が、農業経営の規模拡大のため、○○に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けた意向があり、農業経営廃止のため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続いて、整理番号12番、13番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号12番、13番については、譲受人が同一であるため、一括して説明をいたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人と、このたび贈与による所有権移転の協議が調ったものであります。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続いて、整理番号14番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により所有権移転を行うものであります。については、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続いて、15番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を譲り受けたい意向があり、相続して取得したが、遠方に居住しており耕作できないため、農地を処分したい譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものであります。

申請地は、譲受人の自作地から近く耕作利便であり、通年にわたり〇及び〇〇〇〇〇を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号16番、17番、18番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6 番菅谷委員 整理番号16番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり〇〇〇〇〇、〇〇〇〇等を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号17番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、高齢により耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり〇〇〇〇〇〇を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号18番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の被相続人が譲受人に対して〇〇〇〇〇〇あり、このたび、譲受人から相続人である譲渡人に対してその〇〇〇〇〇〇したところ、当該譲渡人は被相続人から相続した農地によりその〇〇〇〇〇〇したいとの意向があり、両者間での協議の結果、農地での〇〇〇〇による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、耕作利便であり、通年にわたり〇及び〇〇〇〇、〇〇〇〇を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われれます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号19番について、17番 鶴澤幹司委員。

1 7番鶴澤委員 整理番号19番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、高橋推進委員には電話にて説明してございます。

この申請は、譲受人が自家消費用の水稻を耕作するに当たり、自作地に隣接している申請地を無償で借り受ける使用貸借権の設定を行うものであります。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことから、権利設定後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号20番、21番については、〇〇〇〇でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号20番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に隣接し利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが、耕作ができないため、農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の栽培をすることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号21番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、祖父が高齢により耕作ができなくなったため、後継者である孫が贈与により所有権移転を受けるものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く耕作利便であり、祖父・孫間の贈与であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは10ページから14ページです。

整理番号は1番から19番になります。

整理番号1番になります。転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権を移転するものになります。

農地区分は、当該地が〇〇〇〇〇からおおむね〇〇〇メートル内にあるため、第3種農地と判断しました。

続きまして、整理番号2番になります。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号3番から11ページ、整理番号7番につきまして、同一案件のため、一括して説明いたします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号8番及び12ページ、9番につきましても同一案件のため、一括して説明いたします。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号10番及び11番になりますが、転用目的及び権利内容が同一であるため、一括して説明させていただきます。

転用目的はいずれも太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号12番になります。

転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権の設定になります。

農地区分につきましては、都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域であるため、第3種農地になります。

続きまして、13ページ、整理番号13番になります。転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域のため、第3種農地と判断しました。

続きまして、整理番号14番になります。転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権の移転によるものです。

農地区分は、第1種農地内の不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

続きまして、整理番号15番から14ページ、19番については同一案件のため、一括して説明いたします。

転用目的は営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は一時転用による賃借権の設定で、更新申請になります。

なお、申請地の農地区分は第1種農地であります。不許可例外事由Cと判断しました。

以上、19件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班班長、成毛和弘委員。

6番成毛委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出された農地法第5条の案件は19件であります。書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、3番 鎌形 力委員ですが、欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇から南東方面約〇〇〇メートルに位置し、〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇踏切を横断し、直後に左折、約〇〇〇メートル直進し、〇〇〇〇〇〇〇前を右折、道なりに約〇〇〇メートル進んだ〇〇〇敷地から市道を挟んだ右側の農地になります。

譲受人は現在アパート住まいですが、香取市に生活基盤を構えたく、妻の実家に近く、生活の利便性のよい本申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、既に客土と隣地境界へのブロック留めが施工されていることから、無断転用に関する始末書が添付されております。

排水について、雨水は浸透ますによる敷地内浸透とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地南側の水路へ放流する計画です。

なお、申請地は、〇〇〇〇土地改良区の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明します。

譲受人が、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は造成等を行わず、整地のみとし、排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理とします。

また、被害防除対策として、境界周囲にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番から9番について、5番 高橋 透委員。

5番高橋委員 整理番号3番から9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。細根推進委員には電話で説明しております。

3番から7番の5件と8番及び9番の2件がそれぞれ同一計画で、また全ての案件が転用事業者が同一のため、一括して説明いたします。

場所については、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇のちょうど真ん中辺りに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があるんですが、そこに隣接した、周囲を森林に囲まれた畑地になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

整理番号3番から5番にパネル〇〇〇枚を設置し、整理番号6番及び7番で施設への進入路用地となり、これで一つの転用計画となります。また、整理番号8番及び9番でパネル〇〇〇枚を設置する計画が、もう一つの転用計画となります。

申請地は整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透といたします。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号12番、13番、14番について、13番 飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、朝日推進委員には電話にて説明してあります。

譲受人は、現在、父所有の〇〇〇階に家族〇人で居住しておりますが、手狭になってきたことから、実家に近い本申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地は、田から畑への転換のため、約〇センチ盛土されており、作付の準備が進められていたところですが、急遽、息子の住宅用地が必要となり、農地の一部について転用を行う計画で、残りの農地については作付を行う計画となっております。

排水について、雨水は浸透ますによる敷地内自然浸透とし、汚水・雑排水は敷地南側の汚水本管に接続し放流する計画です。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺に農地は存在せず、特に問題はないものと判断しました。

この申請地なんですが、まだ3条申請して〇年経っていないんですけども、残りの農地は作付を行う計画ということなので、一応問題ないかなと思いました。

すみません、場所の説明を忘れました。場所は、〇〇〇〇から北へ約〇〇〇メートルぐらい行きますと旧消防署があり、そこを右折して〇メートルでまた右折して、そこから先に〇〇〇メートルぐらい行った左側になります。ここは〇〇〇の〇〇〇〇の南側になります。

続きまして、13番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、朝日推進委員には電話にて説明してあります。

場所は、〇〇〇〇〇から北へ約〇〇〇メートルぐらい行ったところに〇〇〇〇があるんですが、その先を右へ〇〇〇メートルぐらい行った先の左側になります。

譲受人は、市内に〇〇のある〇〇〇〇などを営む法人で、周辺の住環境が整っており、住宅としての需要が見込める申請地に宅地分譲用地3区画を整備する計画です。

になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、地域農業の継続と自社の経営安定を図るため、太陽光発電施設を設置したものです。

申請地は、既に一時転用の許可〇年を受けた農地であり、今回、更新の申請になります。

パネル下部農地での営農ですが、当初はパネル下部において〇〇〇〇〇の栽培、パネル下部以外については〇〇〇〇〇〇の栽培を行いました。〇〇〇〇〇〇の生育は順調ですが、〇〇〇〇〇は野生動物による食害によりほぼ全滅となったことから、今後はパネル下部においても〇〇〇〇〇〇の栽培を計画しております。植付けから栽培指導まで、〇〇〇〇〇〇の栽培から販売まで行っている〇〇県の事業者から、直接営農指導を受けております。強い直射日光よりも半日陰を好み、パネルが適度な遮光と暑さ対策での日よけの役割を果たすため、安定した収穫が見込めるとのことです。

下部農地における営農計画と収支のシミュレーションは妥当であり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は56件であります。

◎日程第4 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は6件になります。

◎日程第5 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第4条制限除外について、届出除外件数は1件になります。

◎日程第6 報告第4号

事務局農地班長 続きまして、報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は30件になります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこちらをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人